

岐阜市行政第231号  
平成23年10月31日

岐阜市長 細江茂光様

岐阜市情報公開・  
個人情報保護審査会  
会長 布 隆彦



公文書公開請求に対する一部公開処分に関する  
不服申立てについて（答申）

平成18年8月28日付け岐阜市ま開第63号で諮問のあった岐阜市長が行った  
一部公開処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規係

## 答申

### 第1 当審査会の結論

岐阜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年5月22日付けの公文書公開請求に対し、これを一部公開した処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 異議申立ての主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

平成18年5月31日付け岐阜市ま開第9号による公文書公開請求決定通知書（以下「決定通知書」という。）を無効とするとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由の要旨

異議申立て人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書及び意見書によれば、次のとおりである。

- (1) 決定通知書の公文書名の欄に記載された条例は存在するか。存在するならば、制定日、施行日等を知らせてほしい。
- (2) 決定通知書の公文書名の欄に記載された条例の第10条第3項に規定される様式第2号は存在するか。本当に存在するならば、詳細を知らせてほしい。
- (3) 開示された文書の中に、手書きで加筆された部分があるため、これは開示のために必要があり、記載したものか否かについて、審査を願いたい。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での陳述によれば、次のとおりである。

- 1 決定通知書の公文書名の欄に記載されている「計画概要書（岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防に関する条例第10条第3項による様式第2号）」について、異議申立て人から記載されたような条例が存在しないとの指摘があり、当該指摘については、明白な脱字であったため、平成18年8月7日付け岐阜市ま開第51号により異議申立て人に対し「計画概要書（岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条第3項による様式第2号）」に訂正する旨の決定通知書の訂正を通知した。
- 2 異議申立て人は、脱字により誤った記載をした「岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防に関する条例」が存在しなければ、様式第2号も存在しない旨の指摘をしたが、1の決定通知書の訂正の通知（以下「訂正通知書」という。）により訂正を行った。
- 3 決定通知書の公文書名については、計画概要書と記載しており、また、異議申立て人の公文書公開請求書にも知りたい内容として「計画概要書

「(仮称) キャッスルハイツ長良天神A棟・B棟 様式第2号」と記載されており、決定通知書の公文書名に一部不適正な記述はあったが、異議申立人においても、公開請求をした公文書が公開されたと認識していたと推定される。

- 4 異議申立人は、公開された計画概要書に手書きにて記載された部分があることに対し、どのような経緯で加筆されたものであるか明らかにするように求めている。

この請求は、岐阜市情報公開条例による公文書公開決定に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てとはならない。

ただし、この件についての経緯を説明すると、これは、計画概要書を受理する際に、内容を確認するなかで未記入であったため建築主の担当者がその場で記入したものである。

#### 第4 当審査会の判断

- 1 異議申立人は、決定通知書の公文書名の欄に記載された「岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防に関する条例」は存在しない旨主張する。

単に、条例が存在するか否かについては、岐阜市情報公開条例に基づく公文書公開決定に係る事項でなく、当審査会における審査の対象とはならない。

よって、異議申立人が、決定通知書の公文書名の欄の記載に誤りがあった場合、処分の取消事由に該当するとの主張をしているものと判断し、以下検討する。

確かに、「岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防に関する条例」は、「岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の誤りであり、実施機関の決定通知書の記載内容に、瑕疵が存在したと認められる。しかし、公文書名は、計画概要書であるが、他法に基づく計画概要書も存在することから補足として括弧内に条例を記載したものに過ぎない。

また、異議申立人の提出した、公文書公開請求書の「様式第2号のみ」といった記載内容及び異議申立書の異議申立ての理由に記載された内容から、異議申立人が請求していた公文書は一部公開された本件計画概要書であると認められる。

よって、その瑕疵は、処分の取消事由に該当する程の瑕疵とは認められない。

なお、実施機関は、訂正通知書により、正確な公文書名を異議申立人に通知しており、決定通知書に存在していた瑕疵については、これにより治癒していると認められる。

- 2 異議申立人は、決定通知書の公文書名の欄に記載された条例の第10条

第3項に規定される様式第2号の存在の有無の確認、存在するなら詳細を知らせて欲しいと主張する。

異議申立人の主張の趣旨が判然としないが、異議申立人は、そもそも「岐阜市中高層建築物の建築に係る紛争の予防に関する条例」が存在しないのだから、当然、その第10条第3項に規定される様式第2号も存在しない旨主張するものと理解し、これを前提に判断する。

この点については、上記1と同様の理由から、処分の取消事由に該当するとは認められない。

3 異議申立人は、開示された文書の中に、手書きで加筆された部分があるため、これは開示のために必要があり、記載したものか否かについて、審査を願いたいと主張する。

開示された文書の中に、手書きで加筆された部分があることについて一部公開された計画概要書に手書きにより文字等が加筆された部分があることは認められる。

しかし、当該部分がどのような経緯で加筆されたものであるかは、岐阜市情報公開条例に基づく公文書公開決定に係る事項ではない。

したがって、当審査会における審査の対象とはならない。

4 なお、異議申立人から口頭での意見陳述を希望する旨の申立てはあるものの、4回に渡り意見陳述の機会を付与したにもかかわらず、審査会への出席及び内容に関する意見陳述書の提出がなされなかつたため、やむを得ず異議申立人からの陳述が無いまま答申するに至ったものである。

5 上記の理由により、第1のとおり判断する。

## 第5 審査会の審査経緯等

平成18年	5月22日	公文書公開請求
	5月31日	実施機関の一部公開決定
	7月28日	異議申立て
	8月7日	公文書公開請求決定通知訂正通知書を送付
	8月28日	諮詢
	9月1日	実施機関に陳述書の提出依頼
	9月27日	陳述書提出
	11月29日	異議申立て人に陳述書の写しを送付
	12月10日	異議申立て人から意見書（第1報）提出
平成19年	1月9日	異議申立て人に意見書猶予承諾の通知を送付
平成23年	7月22日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	8月30日	審査会開催。実施機関から意見聴取
	10月 7日	審査会開催
	10月31日	答申